

【諮問 第312号】

7川情個第55号
令和8年3月26日

川崎市交通局長 水澤邦紀様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 板垣勝彦

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和7年1月24日付け6川交庶第1485号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2108

【312号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市交通局長が行った部分開示処分は、ドライブレコーダーの映像を不開示とした判断は妥当であるが、その余の不開示部分については、開示すべきである。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年1月24日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市交通局長（以下「実施機関」という。）に対して、「別添車両にかかる1月23日の出庫から入庫までの運行記録、交番表、ドライブレコーダ〔一〕の映像については午後6時半頃溝の口駅南口への過程がわかるもの一切」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は本件請求に係る情報を、「乗務記録（運行記録）」、「交番表」及び「該当日時のドライブレコーダーの映像」と特定し、「乗務記録（運行記録）」の記載の一部及び「交番表」については条例第8条第4号オ及び第5号に、「該当日時のドライブレコーダーの映像」については同条第1号に該当するため、令和6年2月7日付けで、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年5月7日付け審査請求書で、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問第312号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和6年5月7日付け審査請求書及び添付書類、令和7年11月12日付け受領の意見書及び添付書類等並びに令和7年12月12日実施の当審査会による口頭意見陳述によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分について、処分庁はその理由を条例第8条第1号、第4号オ及び第5号に該当するとしている。
- (2) しかし、これらには全く理由がない。「交番表」については、主として当該車両の出庫から入庫までの運行経路、主な停留所の発着時刻を記載している。途中、乗務員交代により交番が改められるのが通常である。また、貸切りバスとは異なり、路線バスの経路、時刻等は公開されており、しかも予定ではなく過去情報の開示により、バス事業者の正当な利益を害し、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは、到底考えられない。

「乗務記録（運行記録）の運転手氏名」に関しては、公務・公休に関して出勤簿にて氏名が開示されているので、何ら支障はない。むしろ、匿名性（特にバス車内の運転手名掲止廃止）が更に乗じて、悪辣な行為を繰り返す運転手を多数輩出する温床となっている。

「ドライブレコーダー映像」に関しては、ニュース報道映像などではデジタル技術で顔・背景等にボカシ加工、音声を変換する等、個人を識別できなくしてい

【312号】

るのが一般である。これに倣えばよいことである。仮に動画での開示が尚困難であれば、動画中抽出した幾枚かの静止画での開示が可能であろう。静止画であれば、殊更デジタル技術に頼らず、従来の黒塗り加工等アナログ技術でもより容易に対応しうる。

以上に時間を要するのであれば、条例第12条第2項により決定期間を延長できるにもかかわらず、実施しないことは著しく怠惰である。

4 実施機関の主張要旨

令和6年7月25日付け弁明書及び令和7年10月10日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例第8条第1号該当箇所はドライブレコーダーの映像である。映像データの取扱いについては「川崎市交通局ドライブレコーダー取扱いマニュアル」に基づき厳正に運用している。

当該映像には、全般にわたり、通行者の顔等が記録されている。画質の関係上、顔等は明瞭に記録されていないが、本件請求は記録された日時を指定した請求であることから、通行者の持ち物の映像等ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものである。

- (2) 条例第8条第4号オ及び第5号該当箇所は、乗務記録の運転手の氏名及び交番表である。

乗務記録とは、運転手の乗務実態を正しく把握して安全運行を確保するため、運転手の1日の乗務状況（担当した運行ダイヤ、車両、乗務時間、休憩時間等）を記載した文書である。

また、交番表とは、勤務ローテーション表のことであり、運行ダイヤ及び当該運行ダイヤを担当する運転手の氏名が記載されている。

運転手氏名及び交番表を開示すれば、運転手が今後担当するダイヤが明らかとなるため、運転手を特定しての妨害行為等が可能となり、安全な運行を行うことができない等、市バス事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。

また、妨害行為等により、運転手や乗客、周囲の通行者に危険が及ぶ可能性があり、人の生命、身体、財産若しくは社会的地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- (3) 審査請求人は、交番表には主として当該車両の出庫から入庫までの運行経路、主な停留所の発着時刻が記載されているところ、路線バスの経路、時刻等は公開されており、また過去情報であるから開示してもバス事業者の正当な利益を害し、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない旨主張するが、(2)で記載したとおり、交番表は運行ダイヤ及び当該運行ダイヤを担当する運転手の氏名が記載されたローテーション表であり、審査請求人が主張するものとは異なる。

【312号】

「乗務記録（運行記録）の運転手氏名」に関しては、公務・公休に関して出勤簿にて氏名が開示されているので、開示しても何ら問題はない旨主張するが、出勤簿の運転手氏名は条例第8条第1号ただし書ウに該当するため開示となるところ、乗務記録の運転手氏名は、(2)で記載したとおり、条例第8条第4号オ及び第5号に該当するため不開示としており、理由が異なる。

ドライブレコーダーの映像に関しては、ニュース報道映像等ではデジタル技術で顔・背景等にボカシ加工、音声を変換する等、個人を識別できなくしているのが一般であり、これに倣えばよい旨主張するが、当該加工は交通局に設置されているパソコンでは行うことはできず、条例第8条第1号に該当する不開示情報が記録されている部分を容易に取り除くことはできない。

審査請求人は静止画での開示が可能である旨主張するが、静止画であっても、全般にわたり通行者の顔等、バス車内外の様子が記録されていることは動画と変わりはなく、このような情報を開示することにより、ドライブレコーダーの死角等が明らかとなり、バス車内における痴漢や故意に車体に接触し交通事故を装うといった、いわゆる「当たり屋行為」をはじめとする種々の犯罪が可能になる等、バスの安全運行に支障を及ぼすことにより、バス事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。また、運転手や乗客、周囲の通行者に危険が及ぶ可能性もあり、人の生命、身体、財産若しくは社会的地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第8条第4号オ及び第5号に該当するものである。

本件処分では、ドライブレコーダーの映像については動画を対象公文書として特定し、当該映像は条例第8条第1号に該当するとして不開示としたところであるが、上記で記載したとおり、当該映像は、動画、静止画にかかわらず、条例第8条第4号オ及び第5号に該当することから、本件では改めてドライブレコーダーの映像については、動画は条例第8条第1号、第4号オ及び第5号に、静止画は条例第8条第4号オ及び第5号に該当するとして主張するものとする。

5 審査会の判断

(1) 乗務記録（運行記録）の記載の一部及び交番表（以下「乗務記録等」という。）について

実施機関は、乗務記録等を開示することによって、運転手への妨害行為等が可能になり、市バスが安全に運行できない等企業経営上の正当な利益を害するおそれや公共の安全等に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第8条第4号オ及び第5号に該当すると主張するので、以下、検討する。

審査会で乗務記録等を見分したところ、これらは令和6年（2024年）1月23日における運転手の1日の乗務状況（担当した運行ダイヤ、車両、乗務時間、休憩時間等）を記載した文書や運行ダイヤ及び当該運行ダイヤを担当する運転手の氏名が記載されている勤務ローテーション表であることを確認した。こうした過去の乗務状況等が記載された文書を開示することによって、今

【312号】

後運転手への妨害行為等が行われ、実施機関が主張するような企業経営上の正当な利益を害するおそれや公共の安全等に支障を及ぼすおそれがあるとは認めがたく、条例第8条第4号オ及び第5号に該当しない。

また、条例第8条第1号ただし書ウでは、公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容については開示することが定められており、前述のとおり、乗務記録等には市バス運転手の職務遂行に係る情報が記載されているから、条例第8条第1号ただし書ウに基づき、乗務記録に記載された運転手の氏名及び交番表を開示すべきである。

(2) ドライブレコーダーの映像について

ア 条例第8条第1号の適用について

実施機関は、ドライブレコーダーの映像には条例第8条第1号に該当する特定の個人を識別することができる情報が含まれ、当該部分を容易に区分することはできないと主張するので、以下、検討する。

審査会でドライブレコーダーの映像を見分したところ、画質の関係上、顔等は明瞭とは言えないが、当該映像には全般にわたって通行者の顔等が記録されていることを確認した。したがって、実施機関が主張するとおり、当該映像には、本件請求は記録された日時を指定したものであり、通行者の持ち物の映像等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報が含まれ、条例第8条第1号に該当する不開示情報が記録されていると言える。

なお、条例第9条では、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと定められている。実施機関によれば、現在設置されているパソコンでは不開示情報が記録されている部分を容易に取り除くことはできないとのことであった。審査会としても、実施機関に設置されているパソコンの性能や不開示情報が記録されている部分を取り除くためのコスト負担等の事情を考慮すれば、当該映像から不開示情報が記録されている部分を容易に取り除くことができないと判断せざるを得ない。

しかし、審査請求人が主張するように、最近のデジタル技術の急速な進展に伴い、写り込んだ人物や背景のボカシ加工等が一般的にも容易になっていること、今後本件請求のような映像や動画の開示請求が増加すると思われることから、実施機関においてはデジタル技術の環境変化を踏まえた対応策を検討することが望ましい。

イ 条例第8条第4号オ及び第5号の適用について

実施機関は、ドライブレコーダーの映像を開示することによって、ドライブレコーダーの死角等が明らかとなり、市バスが安全に運行できない等企業経営上の正当な利益を害するおそれや公共の安全等に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第8条第4号オ及び第5号に該当すると主張するので、以下、検討する。

【312号】

審査会でドライブレコーダーの映像を見分したところ、当該映像にはバス車内外の状況が常時記録されていることを確認した。このような映像を開示することによってドライブレコーダーの死角等が明らかになる可能性があり、市バスが安全に運行できない等企業経営上の正当な利益を害するおそれや公共の安全等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、実施機関が主張するとおり、当該映像は条例第8条第4号オ及び第5号に該当する。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	石野百合子
委員	嘉藤亮
委員	川合敏樹
委員	中島美砂子